

子ども・子育て支援事業計画策定における「教育・保育提供区域の設定」について(案)

	現在の区域	子ども・子育て支援事業計画での区域(案)	提供区域の考え方
■教育・保育施設	15区域(独自の設定)	【変更】 14区域	新制度においては、地域等の自然条件、交通、都市機能の集積等の諸条件を踏まえ、行政所管区域を基本に市域を14地域に区分した第五次鹿児島市総合計画の地域別計画に合わせて設定する。 ※現在は、第二次保育計画において保育所(幼保連携型認定こども園)についてのみ地域を設定し、需給調整を行っている。
■地域子ども・子育て支援事業			
1 利用者支援(新規)	区域設定なし	市内全域(1区域)	利用者支援については、新規事業であるが保育コーディネーター(本庁、谷山支所に配置済)による情報提供やりぼんかん等における各種相談対応等を含め、総合的に実施していくものであることから市内全域を1区域として設定する。
2 地域子育て支援拠点事業	10区域(独自の設定)	【変更】 14区域	現在、拠点施設として、すこやか子育て交流館、親子つどいの広場を設置し、地域子育て支援センターは地域的なバランスを考慮しながら11ヶ所の指定を行っている。 今回の計画策定にあたり、行政所管区域を基本に市域を14地域に区分した第五次鹿児島市総合計画の地域別計画に合わせて設定する。
3 妊婦健診	区域設定なし	市内全域(1区域)	妊婦健診を産婦人科等の病院、診療所、また助産所等で受診するものであることから、市内全域を1区域として設定する。
4 乳児家庭全戸訪問事業	区域設定なし	市内全域(1区域)	市内に住民票のある生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施していることから、市内全域を1区域として設定する。
5 養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	区域設定なし	市内全域(1区域)	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
6 子育て短期支援事業	区域設定なし	市内全域(1区域)	市と委託契約を結んでいる受け入れ可能な8施設において、緊急一時的に子どもや母子を養育・保護するものであるが、目的に応じて受入施設が異なり、施設も偏在していることから、市内全域を1区域と設定する。
7 ファミリー・サポート・センター事業	区域設定なし	市内全域(1区域)	市内全域で提供会員、依頼会員の登録があり、総合的に実施していくものであることから市内全域を1区域として設定する。
8 一時預かり	区域設定なし	【変更】 14区域	教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の区域設定に合わせる。
9 延長保育事業	区域設定なし	【変更】 14区域	教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)の区域設定に合わせる。
10 病児・病後児保育事業	区域設定なし	市内全域(1区域)	現在、7施設に委託し実施しており、地域的バランスも考慮して施設の指定を行ってきたことから、市内全域を1区域として設定する。
11 放課後児童クラブ	区域設定なし	小学校区域	原則、小学校区で組織されている児童クラブ運営委員会に事業を委託しており、子どもの安全面からもそれぞれの小学校の余裕教室や敷地を優先して施設整備を行っているため小学校区で設定する。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)	—	市内全域(1区域)	現在のところ市内全域を1区域として想定しているが、新規事業のため、国の審議状況を踏まえ検討する。
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)	—	市内全域(1区域)	現在のところ市内全域を1区域として想定しているが、新規事業のため、国の審議状況を踏まえ検討する。